

# Harmony - news & topics 2011.09

URL: <http://www.kadota-office.com/>  
mail: [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)  
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の写真 : Zao

photo by Shiho.K

## 最近ご相談の多い…「異動・配転」

～違法と判断される不当な「異動・配転」はどのようなものか？

最近、異動に伴うご相談が増えています。異動を命じたら本人に断られた、それなら会社都合で解雇してくれと言われた、といったことで戸惑う会社が増えています。異動を断ったら、本当に解雇なのか？どんな従業員の移動には配慮しなければならないのか？考えます。

### ◆不当・違法と判断されるケース

人事権は広く会社に認められていますが、どのような人事異動・配置転換が不当・違法であると判断されるのでしょうか。

過去の裁判例では、

- (1) 業務上の必要性が存在しない場合
- (2) 仮に必要性が存在したとしても他の不当な動機・目的による場合
- (3) 労働者に対して通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせる場合等、特段の事情の存する場合においては、人事権の濫用に該当するとしています。

なお、(2)でいう「不当な動機・目的」とは、社員を退職に追い込む目的、上司による嫌がらせ目的等が考えられます。(3)は、子の育児がある者、家族の介護をしている者等には配慮すべきとの見解があります。

### ◆業務の系統を異にする職種への異動

この他、業務の系統を異にする職種への異動については、業務上の特段の必要性、当該従業員を異動させるべき特段の合理性があり、これらの点につき説明が十分になされた場合か、本人が特に同意した場合を除いては、会社は一方的に異動を命ずることはできないとした裁判例もあります。

個々の裁判例は背景にそれぞれ特殊な事情があり、他の同様のケースにもすべて当てはまるわけではありませんが、会社としては、人事異動・配置転換が不当・違法なもの判断されないよう、発令前に、十分に注意する必要があります。

## お知らせ

今年も9月分より厚生年金保険料率が引き上げられます  
9月分(10月末納付分)からの厚生年金保険料率が、0.354%引き上げられ、16.412%(一般の被保険者)となります。事業主負担分および被保険者負担分は、この半分の8.206%です。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率は、基金ごとに異なりますので、ご確認ください。

### 編集後記：

9月に入り、東日本大震災よりちょうど半年が経過しました。もう半年、まだ半年・皆様の中でも様々な想いが去来しているかと思えます。困難な状況の中でも前を見つめ、明日へ向かう被災地の方々の姿が報道される度に心打たれる反面、未だに解決されていない多くの問題に直面し、言葉を失う事もあります。

先日は、中秋の名月でした。新内閣となり、復興と生活再建がこれまで以上に進むことを祈るばかりです。3月10日までの日常に戻ることはできませんが、被災地全体が少しでも穏やかで前を向いた日々を取り戻し、来年のこの時期には、一人でも多くの方が穏やかな気持ちでお月見をできますように・まん丸の綺麗な月を眺めながら、そんな希望を持ちました。

### ●確定拠出年金の加入者数が400万人突破(9/3)

確定拠出年金(企業型)の加入者数が400万6,000人(今年7月末時点)に上ることが、厚生労働省の調査で明らかになった。今年3月末から29万3,000人増加しており、加入事業者数は1万5,117社となった。

### ●非正社員・短時間労働者に社会保険の適用拡大へ(9/2)

厚生労働省が社会保障審議会の特別部会を開き、非正社員や短時間労働者に厚生年金・健康保険の適用を拡大するため、加入要件を見直す検討に入った。現行の要件である「週30時間以上勤務」を「週20時間以上勤務」とする考え。また、国民年金保険料の支払免除基準も、現行の「年収130万円未満」からの引下げを検討するとしている。

### ●メンタルヘルス不調者がいる事業所が大幅増加(9/1)

厚生労働省が「平成22年労働安全衛生基本調査」(従業員10名以上の全国8,742事業所とそこに勤務する労働者1万1,557人が回答)の結果を発表し、「メンタルヘルスの問題で連続1カ月以上休んだ労働者がいる事業所」は5.9%となり、前回調査(5年前)の2.6%から大幅に増えたことがわかった。

[関連リンク] 平成22年労働安全衛生基本調査

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/49-22.html>

### ●年金確保支援法が成立 国民年金の追納、10年まで延長

未納になっている国民年金保険料を追納できる期間を2年から10年に延長することなどを柱とする「年金確保支援法」が、8月4日の衆院本会議で可決、成立しました。

10年分までの追納が認められるのは、この措置の施行日(平成24年10月1日までの間において政令で定める日)から3年間に限られます。厚生労働省では、この措置によって、最大で40万人が無年金にならずに済むと試算しています。また、年金受給額の充実を図るため、国民年金の上乗せ部分にあたる国民年金基金に、60歳から65歳までの間で国民年金に任意加入している人も新たに加入できるようになります。

一方、**企業型確定拠出年金**についても、①企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営ができるようにするため、加入資格年齢を現行の60歳から65歳に拡大し、②加入者自らが掛金を拠出することを可能にし、その掛金について税制上の必要な措置を講ずることにしています。(①の施行日は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日、②の施行日は、平成24年1月1日)このほか、資産の運用に関する知識を向上させる観点から、事業主による従業員の継続投資教育の実施について法律で明確にされています。

⇒厚生労働省の諮問機関である「社会保障審議会年金部会」が再開(2009年5月以来です!)され、「税と社会保障の一体改革案」に沿った年金制度の見直しを進める議論を始めました。低所得者への年金加算や年金受給のための加入期間の短縮などを検討し、年内に改革案のとりまとめを目指す考えです。

## Harmony – news & topics 2011.09

#発行:2011年9月10日 #編集・構成:合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

